

## 給与計算事務等について

来月より定額減税の制度により給与計算事務が通常とは異なる処理となりますので給与計算事務について簡単にご紹介します。

### 1. 定額減税の制度

(月次減税事務)

令和6年6月1日以降支払われる給与や賞与等について、控除される所得税を減額する制度となります。

(年調減税事務)

年末調整においては、月次減税を反映した事務処理になります。

### 2. 対象者

令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除の適用を受けることができる方は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方(給与収入のみの方の場合、給与収入が2,000万円以下(注)である方)です。

(注) 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける方は、2,015万円以下となります。

### 3. 定額減税額

(1) 本人(居住者に限ります。) 30,000円

(2) 同一生計配偶者または扶養親族(いずれも居住者に限ります。) 1人につき30,000円

※所得税法上の同一生計配偶者・扶養家族になりますので社会保険上の定義と異なります。

所得税の「扶養控除等申告書」を必ずご確認ください。

### 4. 定額減税の管理

各人別控除事績簿等で上記3の定額減税額の管理を行ってください。

(累計で定額減税額になるまで控除をしてください。所得税額によっては1回で終わる方や年末まで控除が続く方、年末まで控除しきれない方等いくつかのパターンが想定されます。なお、控除しきれない方についてはその分を来年給付される予定です。)

### 5. 給与明細等への表記

所得税の項目とは別に「定額減税」等の項目を追加してください。

(源泉所得税表などで所得税を算出し、所得税も表記したうえで、定額減税も表記してください。)

### 6. 納付税額について

定額減税された後の税額を記載し納付することになります。(0円場合は、0円と記載することになります。)

### 7. 住民税(特別徴収)について

6月支給給与(6月分)では住民税の控除はなく、減税された住民税を11か月で割った金額を7月から控除することになります。(対象者以外は6月支給給与(6月分)から控除開始になります。)なお、住民税の減税額は納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき1万円を乗じた金額を所得割額から控除するという形になります。

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら

長谷部 崇 まで お問い合わせください。

☎ 018-893-5385 📠 018-893-5386

✉ [arcept-th@clear.ocn.ne.jp](mailto:arcept-th@clear.ocn.ne.jp)

ホームページ <http://hasebe-sr.com/>

